

教育委員会等における教育費調査

I 調査の実施要領

1 調査の目的

この調査は、学校教育、社会教育及び教育行政における地方公共団体から支出された経費並びに授業料等の収入の実態を明らかにして、国・地方を通じた教育諸施策を検討・立案するための基礎資料を得ることを目的としている。

2 調査の対象

調査の対象は、都及び区市町村の教育委員会並びに公立学校で次のとおりである。

ただし、公立学校には大学・短期大学は含めていない。

◎教育委員会 63（都 1・区 23・市 26・町 5・村 8）

◎公立学校

（令和 6 年 5 月 1 日現在）

種 別	学校数	園児・児童・生徒数	種 別	学校数	児童・生徒数	種 別	学校数	生徒数
幼稚園	156	6,304	義務教育学校	10	9,496	高等学校（通信制）	3	1,718
認定こども園	9	922	特別支援学校	64	14,670	中等教育学校	6	5,576
小学校	1,259	591,377	高等学校（全日制）	172	115,431	専修学校	8	1,890
中学校	606	228,906	高等学校（定時制）	53	9,955	合 計	2,346	986,245

- 注：1 学校数には分校を含む。
2 認定こども園は「幼保連携型認定こども園」のみ計上している。
3 中学校生徒数には日本語学級（夜間）及び夜間学級生徒数を含む。
4 都立小学校は小学校に計上している。
5 都立中学校は中学校に計上している。
6 高等学校（通信制）生徒数は本科生のみである。

3 調査の内容

教育費として実際に支出された経費を学校教育費、社会教育費、教育行政費の 3 分野に大別し、各分野で支出された経費を負担区分別（財源の種類別）、使途別（支出項目別）に調査している。

なお、総務省決算「決算状況調」の目的別歳出決算額の「教育費の範囲」とは次の点で異なる。

（1）目的別歳出決算額の教育費に含まれているが、本調査では調べない経費

- ① 私立学校に対する補助金
- ② 公立大学・短期大学への支出経費
- ③ 積立金・貸付金等
- ④ 給食費

（2）目的別歳出決算額に含まれていないが、本調査では調べる経費

- ① 債務償還費（公債費）
- ② 他省庁・他部局からの補助金
- ③ 教育施設の火災保険料
- ④ 災害復旧費
- ⑤ 教育委員会事務局庁舎維持費

4 調査の構成

地方教育費調査の構成を図示すると、以下のとおりである。

東京都における地方教育費調査の構成

I 地方公共団体が支出した教育費等			
負担区分〔財源〕別	教育費	分野別	使 途〔支出項目〕別
国庫補助金 都支出金 区市町村支出金 地方債 公費組入れ寄附金 公費に組み入れられない寄附金	地方教育費	学校教育費 幼稚園費 認定こども園費 小学校費 中学校費 義務教育学校費 特別支援学校費 高等学校（全）費 高等学校（定）費 高等学校（通）費 中等教育学校費 専修学校費	消費的支出 人件費（本務教員給与・兼務職員給与・事務職員給与・その他の職員給与・共済組合等負担金・恩給費・退職死傷手当等に要した経費） 教育活動費（特別活動費・教授用消耗品費・旅費・その他の教育活動等に要した経費） 管理費（修繕費・学校警備費・消耗品費・光熱水費・その他の維持費・旅費等に要した経費） 補助活動費（給食活動・衛生活動・寄宿舎運営等に要した経費） 所定支払金（地代・借料・校長会・研究会負担金・分担金等に要した経費）
			資本的支出 （土地費・建築費・設備備品費・備品に類する図書の購入費等に要した経費）
			債務償還費 （地方債の元金返済、利子の支払及び手数料に要した経費）
		社会教育費 公民館費 図書館費 博物館費 体育施設費 青少年教育施設費 女性教育施設費 文化会館費 その他の社会教育施設費 教育委員会が行った社会教育活動費 文化財保護費	消費的支出 （人件費・公民館等活動費・維持修繕費・補助活動費・所定支払金等年々経常的に支出する経費）
			資本的支出 （土地費・建築費・設備備品費・備品に類する図書の購入費等に要した経費）
			債務償還費 （地方債の元金返済、利子の支払及び手数料に要した経費）
			消費的支出 （人件費・旅費・指導費・維持修繕費・補助活動費・所定支払金等年々経常的に支出する経費）
			資本的支出 （土地費・建築費・設備備品費・備品に類する図書の購入費等に要した経費）
			債務償還費 （地方債の元金返済、利子の支払及び手数料に要した経費）
		教育行政費 教育委員会の管理・運営等の経費	消費的支出 （人件費・旅費・指導費・維持修繕費・補助活動費・所定支払金等年々経常的に支出する経費）
			資本的支出 （土地費・建築費・設備備品費・備品に類する図書の購入費等に要した経費）
			債務償還費 （地方債の元金返済、利子の支払及び手数料に要した経費）

Ⅱ 教育に係る収入等		
教 育 施 設 別	公 費	科 目 別
幼稚園 幼保連携型認定こども園 小学校 中学校 義務教育学校 特別支援学校 高等学校（全日制） 高等学校（定時制） 高等学校（通信制） 中等教育学校 専修学校 社会教育施設 教育行政機関	収入	授業料 入学金 検定料 日本スポーツ振興センター共済掛金 その他の収入 特別会計収入

5 調査の留意点

- （１）地方交付税及び都区財政調整制度によるものは、「区市町村支出金」として分類している。
- （２）「都支出金」には、教育庁所管経費のほか、総務局所管の市町村総合交付金等他局所管の経費も含まれている。
- （３）「公費組入れ寄附金」は、個人・団体からの指定寄附金のほか、都市再生機構や東京都住宅供給公社等の負担金等も対象としている。
- （４）「公費に組み入れられない寄附金」は、社会教育施設が、団体又は個人から収納した寄附金を原資として、当該施設のために支出した経費のことを指す（社会教育費のみ該当）。